苦情処理のプロセス

特定調達（WTO）による契約を行った案件が対象
公立大学法人和歌山県立医科大学における政府調達に関する苦情の処理手続を参照

＜日数＞

（１）苦情申立人による苦情申立ての意思表明

↓

（２）調達機関と協議（任意）

↓ 当事者で解決されない場合

0日（起算日）　（３）苦情申立て（事務局（経営企画課）に提出）

→ （４）委員会、調達機関に申請書等の書面の写しを送付

↓

10作業日以内　（５）受理するか否かの決定

→ （６）申立人、委員会、調達期間に通知

↓

（７）受理した旨の公示（参加申立ての受付開始）

↓

12作業日以内　（８）契約締結の停止要請（（３）から12作業日以内）

→ （９）調達機関が従わない場合、理由を委員会に通知
（１０）委員会は、理由書の写しを申立人及び委員会に送付

↓

（１１）参加者の確定（通知の締切り）（（７）から5日以内）

↓

（１２）調達機関が委員会に報告書を提出（（４）から14日以内）

→ （１３）委員会は、報告書の写しを申立人及び参加者等に通知

↓

（１４）申立人及び参加者からの意見又は委員会の検討の希望の表明（（１３）から7日以内）

↓

（１５）検討の開始

↓

90日以内　（１６）委員会が報告書及び提案書を作成

→ （１７）報告書及び提案書の申立人、調達機関等への送付

↓

（１８）調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、理由を委員会に報告
（（１７）から10日以内）